

国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領

(目的)

第1条 国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド（以下「地域ブランド」という。）は、世界農業遺産の認定地域である豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町の6市町村（以下「認定地域」という。）内で生産される農林水産物やその加工品を認証し、地域ブランドづくりを推進することにより地域の活性化を図るとともに、世界農業遺産に関する情報発信を推進することにより世界農業遺産の保全・発展を図ることを目的とする。

(認証委員会)

第2条 国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長（以下「会長」という。）は、地域ブランドを認証するため、国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証委員会（以下「認証委員会」という。）を設置する。
2 認証委員会は、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会幹事会をもって充てる。

(認証品目及び認証基準)

第3条 会長は、地域ブランドを認証するため、その認証品目及び認証基準を別紙1のとおりに定めるものとする。
2 会長は、新たに認証品目及び認証基準を定めるとき、また変更するときには、認証委員会に諮問するものとする。

(認証申請)

第4条 認証を希望する農林水産業者、加工業者、販売業者等（以下「申請者」という。）は、認証申請書（乾しいたけは様式1-1、シチトウイ加工品のうち畳表は1-2、工芸品は1-3、米は1-4、茶の湯炭は1-5）を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める提出先（以下「市町村等」という。）を経由して会長に申請するものとする。
（1）認定地域内に住所又は所在地を有する場合・・・住所又は所在地のある市町村
（2）前号に掲げる場合以外の場合・・・県

(認証の決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、認証基準に適合しているかどうかを国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局に審査させる。
2 会長は、前項の規定による審査の結果を考慮し、認証基準に適合していると認められた場合は、認証通知書（様式2）により、申請者にその旨を通知する。また、適合しないと認められたときは、理由を付して審査結果通知書（様式3）により、申請者にその旨を通知する。
3 会長は、前項の規定による通知の内容について関係機関に周知する。

(認証の有効期間及び再認証)

第6条 認証の有効期間は、認証の日から1年間とする。
2 前項に規定する認証の有効期間が満了する場合において、認証を受けた事業者（以下「認証事業者」という。）が再認証を受けようとする場合は、第4条に規定する認証申請書を、有効期間が満了する前に市町村等を経由して会長に申請するものとする。

(実績報告)

第7条 認証事業者は、認証の有効期間満了後30日以内に実績報告書（様式4）を市町村を経由して会長に提出するものとする。

(認証の変更)

- 第8条 認証事業者は、認証の有効期間中、次のいずれかに該当するときは、速やかに変更申請書（乾しいたけは様式5-1、シチトウイ加工品のうち畳表は様式5-2、工芸品は5-3、米は5-4、茶の湯炭は5-5）を、市町村等を経由して会長に申請するものとする。
- (1) 氏名若しくは名称又は代表者を変更したとき。
 - (2) 住所を変更したとき。
 - (3) その他認証申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- 2 会長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、事務局に審査させる。
- 3 会長は、前項の規定による審査の結果を考慮し、認証基準に適合していると認められた場合は、認証通知書（様式2）により、申請者にその旨を通知する。また、適合しないと認められたときは、理由を付して審査結果通知書（様式3）により、申請者にその旨を通知する。
- 4 認証の変更があった場合、変更した認証の有効期間は、当初の有効期間の残存期間とする。
- 5 会長は、第3項の規定による通知の内容について関係機関に周知する。

(認証の取消し)

- 第9条 会長は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証委員会の審議を経て認証を取り消すことができる。
- (1) 認証基準に適合しないと認められたとき。
 - (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
 - (3) 認証期間中、対象品目の生産又は販売がないとき。
 - (4) その他制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。
- 2 認証を取消された者は、原則として取消の日から1年を経過しなければ新たに申請をすることができない。ただし、会長は、前項の(2)(4)に該当した者は再度の申請を受け付けないことができる。
- 3 会長は、認証の取消しがあった場合は、その認証事業者を公表することができる。

(認証事業者の責務)

- 第10条 認証事業者は、この要領の規定を誠実に遵守しなければならない。
- 2 認証事業者は、認証農林水産物の生産、販売等を通じて、地域ブランドに関する普及啓発に協力するよう努めなければならない。

(損害に対する責任)

- 第11条 認証品目の生産、販売等により事故等が発生した場合は、認証事業者がその損害賠償の責任を負うものとし、協議会は、いかなる場合においても責任を負わない。
- 2 前項に規定する場合において、当該認証事業者は、遅滞なく事故等の内容を会長に報告しなければならない。

(認証マークの使用)

- 第12条 認証事業者は、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会が指定した認証マークを、認証農林水産物に貼付するものとする。

(その他)

- 第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は認証委員会が別に定める。

- 附則 この要領は平成26年2月3日から施行する。
- 附則 この要領は平成27年3月16日から施行する。
- 附則 この要領は平成28年10月3日から施行する。
- 附則 この要領は平成29年3月27日から施行する。
- 附則 この要領は令和元年12月5日から施行する。

(様式 1 - 1)

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証申請書

年 月 日

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長 殿

申請者

住 所

氏 名

T E L

印

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証を下記のとおり受けたいので、国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領第 4 条の規定に基づき申請します。

記

農林水産物の名称	乾しいたけ
袋詰場所の住所	
販売予定量	kg
販売予定期間	年 月 ~ 年 月

添付書類

- ・ 国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証乾しいたけ確認要領第 4 条に基づく確認通知書の写し
- ・ 仕入伝票
- ・ 検査済合格書

(様式 1 - 2)

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証申請書

年 月 日

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

T E L

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証を下記のとおり受
けたいので、国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領第 4 条の規定
に基づき申請します。

記

加工品の名称	シチトウイ加工品（畳表）	
原草生産圃場	地 番	
	面 積	a
原草生産予定量		kg
うち畳表に使用する量		kg
畳表製造予定枚数		枚

※圃場が複数ある場合は合計面積を記入する。

添付書類

- ・ 営農計画書の写し

(様式 1 - 3)

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証申請書

年 月 日

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長 殿

申請者

住 所

氏 名

T E L

印

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証を下記のとおり受
けたいので、国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領第 4 条の規定
に基づき申請します。

記

加工品の名称	シチトウイ加工品（工芸品）	
原草生産者氏名		kg
及び仕入予定量		kg
		kg
合 計		kg

	品 名	規 格	数 量
工芸品製造予定数 量			枚
			枚
			枚
			枚
			枚
			枚
			枚
			枚
			枚

添付書類

- ・原草購入伝票の写し
- ・工芸士認定証の写し

(様式 1 - 4)

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証申請書

年 月 日

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長 殿

申請者

住 所

氏 名

T E L

印

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証を下記のとおり受
けたいので、国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領第 4 条の規定
に基づき申請します。

記

農林水産物の名称	米
栽培方法	有機栽培米・特別栽培米
栽培ほ場	別紙様式 1 - 4 - 1
販売予定量	k g

- ・ 経営所得安定対策交付金に係る営農計画書の写し等
- ・ 農産物検査証明書の写し
- ・ 有機 J A S 認定書の写し (有機栽培米のみ)
- ・ 生産行程管理記録の写し (有機栽培米のみ)
- ・ 確認責任者受領確認済の栽培管理記録の写し (特別栽培米のみ)
- ・ タンパク質含有率測定結果の写し (特別栽培米のみ)

(様式 1 - 4 - 1)

栽培ほ場一覧

No	住所または地番	面積 (a)
合 計		

(様式 1 - 5)

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証申請書

年 月 日

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長 殿

申請者

住 所

氏 名

T E L

印

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証を下記のとおり受
けたいので、国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領第 4 条の規定
に基づき申請します。

記

農林水産物の名称	茶の湯炭
原木伐採市町村	
生産場所	
販売予定量	kg

添付書類

- ・ 森林法第 10 条に基づく伐採届又は森林法第 34 条に基づく保安林の伐採許
可書の写し
- ・ 検査証明書の写し
- ・ 生産計画及び検査スケジュール

(様式2)

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証通知書

年 月 日

殿

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会
会 長

年 月 日付で認証申請のあった件について、下記のとおり 年度
国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランドに認証したので、国東半島宇佐地域
世界農業遺産地域ブランド認証要領第5条第2項の規定に基づき通知します。

記

認証年月日： 年 月 日
認証番号：第 号
認証品目：
認証期間： 年 月 日～ 年 月 日

(様式3)

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証審査結果通知書

年 月 日

殿

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会
会 長

年 月 日付で認証申請のあった件については、審査の結果、下記のとおりとなりましたので、国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領第5条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 審査日： 年 月 日
- 2 審査結果：
- 3 理由：

(様式4)

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド実績報告書

年 月 日

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長 殿

申請者

住 所

氏 名

T E L

印

年 月 日付で 年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証を受けた〇〇〇の出荷（又は販売）実績について、国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領第7条の規定に基づき報告します。

記

農林水産物又は加工品の名称			
出荷（又は販売）期間	年 月 ~ 年 月		
合計出荷（又は販売）量（※）			
繰越し在庫量（畳表）	畳表	枚	原草 kg
〃（工芸品）	工芸品	枚	原草 kg
〃（乾しいたけ・米・茶の湯炭）			kg

月別出荷（又は販売）量

月		月	
月		月	
月		月	
月		月	
月		月	
月		月	
		合計	

※ 単位は下記のとおり

乾しいたけ 〇〇グラム入り〇袋（又は箱）

シチトウイ （畳表）〇枚

（工芸品）工芸品の種類ごとに〇〇個、枚など

米 〇〇〇〇 k g

茶の湯炭 〇〇〇〇 k g

添付書類：（シチトウイ加工品）原草の仕入伝票、受取伝票の写し

（乾しいたけ）出荷伝票の写し、販売先一覧表、製造日誌の写し

（米）出荷（又は販売）伝票の写し、販売先一覧表

（茶の湯炭）出荷（又は販売）伝票の写し、販売先一覧表

(様式 5-1)

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証変更申請書

年 月 日

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長 殿

申請者

住 所

氏 名

T E L

印

年 月 日付けで認証通知を受けた乾しいたけについて、下記のとおり
認証内容を変更したいので国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領
第8条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 認証通知年月日

年 月 日

2 変更内容

※下記については変更があった箇所のみ記入する。

農林水産物の名称	乾しいたけ
袋詰場所の住所	
販売予定量	kg
販売予定期間	年 月 ~ 年 月

(様式 5-2)

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証変更申請書

年 月 日

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長 殿

申請者

住 所

氏 名

T E L

印

年 月 日付けで認証通知を受けたシチトウイ加工品（畳表）について、下記のとおり認証内容を変更したいので国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領第 8 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 認証通知年月日

年 月 日

2 変更内容

※下記については変更があった箇所のみ記入する。

加工品の名称	シチトウイ加工品（畳表）	
原草生産圃場	地 番	
	面 積	a
原草生産予定量		kg
うち畳表に使用する量		kg
畳表製造予定枚数		枚

※圃場が複数ある場合は合計面積を記入する。

(様式 5 - 4)

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証変更申請書

年 月 日

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

T E L

年 月 日付けで認証通知を受けた米について、下記のとおり認証内容を変更したいので国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領第 8 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

- 1 認証通知年月日 年 月 日
- 2 変更内容

※ 下記については変更があった箇所のみ記入する。

農林水産物の名称	米
栽培方法	有機栽培米・特別栽培米
栽培ほ場	別紙様式 1 - 4 - 1
販売予定量	k g

(様式 5 - 5)

年度国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証変更申請書

年 月 日

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長 殿

申請者

住 所

氏 名

T E L

印

年 月 日付けで認証通知を受けた茶の湯炭について、下記のとおり認証内容を変更したいので国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証要領第 8 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 認証通知年月日

年 月 日

2 変更内容

※ 下記については変更があった箇所のみ記入する。

農林水産物の名称	茶の湯炭
原木伐採市町村	
生産場所	
販売予定量	kg